

福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、当該施設又は事業所と雇用関係を有し  
 常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。）に従事した期間を通算したものとす。

## 社会福祉士 相談援助業務・指定施設に関する資料

### ●厚生労働省令で定める指定施設における相談援助の業務の範囲

※実務経験の対象となる施設・事業、職種は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付社庶第29号）」厚生労働省社会局長、厚生労働省児童家庭局長通知により定められたものです。

次の施設・事業において福祉に関する相談援助の業務に1年以上従事した方は、実務経験を有するものと認められます（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第2条）。実務経験申告書の「施設（事業）等種類」、「職種」及び「コード」欄には、次のうち該当する「施設種類」、「職種」及び「コード」を記入してください。

障害分野		施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード	
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所		身体障害者福祉司	1321	
			心理判定員	1322	
			職能判定員	1323	
			ケース・ワーカー	1324	
	身体障害者福祉センター（A型、B型） 在宅障害者デイサービス施設（身体障害者デイサービスセンター） 障害者更生センター 点字図書館	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331		
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健福祉センター		精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1341	
			精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1342	
			精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1343	
			心理判定士 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1344	
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所		知的障害者福祉司	1351	
			心理判定員	1352	
			職能判定員	1353	
			ケース・ワーカー	1354	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （障害者総合支援法）	障害者支援施設		●生活支援員（※）	1121	
			就労支援員	1122	
			サービス管理責任者	1123	
	地域活動支援センター		●指導員（※）	1131	
	福祉ホーム		管理人	1141	
	基幹相談支援センター		相談援助業務を行っている職員	5121	
	身体障害者更生支援施設	身体障害者更生施設	●生活支援員（※）	2831	
		肢体不自由者更生施設			
		視覚障害者更生施設			
		聴覚・言語障害者更生施設			
		内部障害者更生施設			
		身体障害者療護施設	●生活支援員（※）		2841
		身体障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	●生活支援員（※）		2851
身体障害者福祉工場	●指導員（※）	2861			
精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士	1191		
		精神障害者社会復帰指導員	1192		
	精神障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	精神保健福祉士	1201		
		精神障害者社会復帰指導員	1202		
	精神障害者福祉工場	精神保健福祉士	1211		
		精神障害者社会復帰指導員	1212		
	精神障害者福祉ホーム	管理人	1221		

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
知的障害者支援施設	知的障害者更生施設（入所、通所）	●生活支援員（※）	1231
	知的障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	●生活支援員（※）	1241
	知的障害者通勤寮	●生活支援員（※）	1251
障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	●生活支援員（※）	1271
		サービス管理責任者	1272
	自立訓練を行う施設（職業訓練、生活訓練）	●生活支援員（※）	1281
		サービス管理責任者	1282
	就労移行支援を行う施設（認定就労移行支援を含む）	●生活支援員（※）	1291
		就労支援員	1292
		サービス管理責任者	1293
	就労継続支援を行う施設（A型、B型）	●生活支援員（※）	1301
		サービス管理責任者	1302
	就労定着支援を行う施設	就労定着支援員	1621
		サービス管理責任者	1622
	自立生活援助を行う施設	地域生活支援員	1631
		サービス管理責任者	1632
	療養介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員	1261
	短期入所を行う施設（身体障害者短期入所事業、知的障害者短期入所事業を含む）	相談援助業務を行っている職員	2341
重度障害者等包括支援を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2351	
共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2361	
共同生活援助を行う施設（精神障害者グループホーム、知的障害者グループホームを含む）	相談援助業務を行っている職員	2371	
地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2381
	日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2391
	障害者相談支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2431
一般相談支援事業所	相談支援専門員	1591	
特定相談支援事業所	相談支援専門員	1601	
相談支援事業を行う施設	相談支援専門員	2871	
のぞみの園	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行っている指導員	2301
		相談援助業務を行っているケースワーカー	2302
発達障害者支援センター	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	2461
		就労支援を担当する職員	2462
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	2471
		障害者職業カウンセラー	2481
	地域障害者職業センター	職場適応援助者	2481
		主任就業支援担当者	2501
		就業支援担当者	2502
		主任職場定着支援担当者	2503
障害者就業・生活支援センター	生活支援担当職員	2504	
職業安定法	公共職業安定所	精神障害者用トータルサポーター	2981
		発達障害者用トータルサポーター	2982
		雇用トータルサポーター	2983
その他	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員	2311
	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員	2331
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター	2731
		地域移行推進員	2732
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター	2811
地域移行推進員		2812	

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
(障害者総合支援法)

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
その他	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士 その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2821
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行なっている施設	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士 その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2881
	第1号職場適応援助者助成金または 訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修または 訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、 職場適応援助を行っている者	2491
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、 職場適応援助を行っている者	2921

注意事項 ※ 「生活支援員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)  
●印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間にわたる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

## 児童分野

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
児童福祉法	児童相談所	児童福祉司	1361
		受付相談員	1362
		相談員	1363
		電話相談員	1364
		児童心理司	1365
		児童指導員	1366
		保育士	1367
	母子生活支援施設	母子支援員	1371
		少年を指導する職員	1372
		個別対応職員	1373
	児童養護施設	児童指導員	1381
		保育士	1382
		個別対応職員	1383
		家庭支援専門相談員	1384
		職業指導員	1385
		里親支援専門相談員	1386
	障害児入所施設 障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターに限る)	●児童指導員(※2)	1561
		●保育士(※3)	1562
		心理指導担当職員	1563
児童発達支援管理責任者		1564	
知的障害児施設 知的障害児施設 自閉症児施設(第一種、第二種)	●児童指導員(※2)	1391	
	●保育士(※3)	1392	
知的障害児通園施設	●児童指導員(※2)	1401	
	●保育士(※3)	1402	
盲ろうあ児施設 (盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設)	●児童指導員(※2)	1411	
	●保育士(※3)	1412	
肢体不自由児施設 (肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設)	●児童指導員(※2)	1421	
	●保育士(※3)	1422	
児童心理治療施設(旧:情緒障害児短期治療施設)	児童指導員	1431	
	保育士	1432	
	個別対応職員	1433	
	家庭支援専門相談員	1434	
	●児童指導員(※2)	1441	
重症心身障害児施設	●保育士(※3)	1442	
	心理指導を担当する職員	1443	
	児童自立支援専門員	1451	
児童自立支援施設	児童生活支援員	1452	
	個別対応職員	1453	
	家庭支援専門相談員	1454	
	職業指導員	1455	

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード	
児童福祉法	児童家庭支援センター	相談員（児童・母子家庭に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員）	1461	
	障害児通所支援事業 （児童発達支援センターを除く）	児童発達支援事業を行う施設	●指導員（※1）	1571
			●児童指導員（※2）	1572
			●保育士（※3）	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
			●障害福祉サービス経験者（※4）	1575
			機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1576
		医療型児童発達支援事業を行う施設	●児童指導員（※2）	1572
			●保育士（※3）	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
			機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1576
		放課後等デイサービス事業を行う施設	●指導員（※1）	1571
			●児童指導員（※2）	1572
			●保育士（※3）	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
			●障害福祉サービス経験者（※4）	1575
			機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1576
		居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設	●訪問支援員（※1） （保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）	1577
			児童発達支援管理責任者	1574
	保育所等訪問支援事業を行う施設	訪問支援員 （保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）	1577	
		児童発達支援管理責任者	1574	
	障害児相談支援事業を行っている施設	相談支援専門員	1581	
	乳児院	児童指導員	2511	
		保育士	2512	
		個別対応職員	2513	
		家庭支援専門相談員	2514	
里親支援専門相談員		2515		
指定発達支援医療機関 肢体不自由施設支援・重症心身障害児施設支援 （国立高度専門医療研究センターおよび独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの）	児童指導員（※2）	2451		
	保育士（※3）	2452		
児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員	2531		
地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2561		
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	5081		
その他	利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2901	
	児童デイサービス事業（障害児通園事業）	相談援助業務を行っている職員	2291	
	地域生活支援事業	障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2441
	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員	2521	
	子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間看護等事業） （乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、および保育所等において実施する事業）	相談援助業務を行っている職員	2541	
	重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	●児童指導員（※2）	2581	
		●保育士（※3）	2582	
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	2741	
	子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員	5091	
「医療的ケア児等とその家族への支援」を行なっている事業所	医療的ケア児等コーディネーター	9999		

- 注意事項 ※1 「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- ※2 「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- ※3 「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- ※4 「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）  
なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。  
●印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間中に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行うおとす場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

# 高齢分野

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード			
介護保険施設	介護保険施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員	1011		
			介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1012		
		介護老人保健施設	支援相談員	1021		
			介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1022		
		介護医療院	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1611		
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1031			
	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員 (※5) (保健師、主任介護支援専門員等)	1041			
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設、 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設を含む)	生活相談員	2221			
		計画作成担当者	2222			
	介護保険法	指定通所介護を行う施設 基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設 (※6) 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	生活相談員	2011		
			指定短期入所生活介護を行う施設 基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設	生活相談員	2051	
				指定通所リハビリテーションを行う施設 指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	2091
					指定短期入所療養介護を行う施設 指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員
			指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター	2771	
			指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者	2781	
		老人福祉法	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2151	
				介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2171	
			指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2191	
				生活相談員	2191	
指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を行う施設			介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2192		
			介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2201		
居宅介護支援事業を行っている事業所	担当職員		2211			
介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員		2911			
第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員		2911			
老人福祉法	養護老人ホーム		生活相談員	1051		
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員	1061			
	軽費老人ホーム 都市型軽費老人ホーム、 軽費老人ホーム (A型、B型) ケアハウス	生活相談員 主任生活相談員 入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに 日常生活の世話を行う職員	1071			
	老人福祉センター (特A型、A型、B型)	相談・指導を行う職員	1081			
	老人短期入所施設	生活相談員	1091			
	老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	生活相談員	1111			
	有料老人ホーム	生活相談員	2271			
その他	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員	2281			
	生活支援ハウス	生活援助員	2251			
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 高齢者世話付住宅 (シルバーハウジング)、多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業	相談援助業務を行っている生活援助員	2261			
	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員	2801			

注意事項 ※5 「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。  
 ※6 「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

その他

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1511
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1512
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1513
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1514
医療法	病院・診療所	相談援助業務を行っている職員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、 調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助を行うための地域における保健医療福祉 の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1511
		退院後生活環境相談員	1522
生活保護法	救護施設	生活指導員	1491
	更生施設	生活指導員	1501
	授産施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2591
	宿所提供施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2601
	被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員	2931
	日常生活支援住居施設	生活支援員	5181
		生活支援提供責任者	5182
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関	主任相談支援員	2941
		相談支援員	2942
	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	就労支援準備担当者	2945
	生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	就労支援員	2943
		家計改善支援員（改正前の家計相談支援員を含む）	2944
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員（指導監査を行う職員）	1471
		身体障害者福祉司（指導監査を行う職員）	1472
		知的障害者福祉司（指導監査を行う職員）	1472
		老人福祉指導主事（指導監査を行う職員）	1474
		現業員・ケースワーカー	1481
		家庭児童福祉主事	1482
		家庭相談員	1483
		面接相談員	1484
		婦人相談員	1485
		母子・父子自立支援員	1486
	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」 別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	1487	
	生活保護法第55条の7第1項に規定する 被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1488	
	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員	2611
	都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員	2621
	市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	相談援助業務を行っている職員（主として高齢者、障害者、 児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る）	2622
福祉活動専門員		2631	
児童福祉法	婦人相談所	相談指導員	1531
		判定員（心理・職能判定員）	1532
	婦人相談員	1533	
母子健康包括支援センター	入所者を指導する職員	1533	
	母子健康に関する各種の相談に応ずる職員	1571	
母子及び 父子並びに 寡婦福祉法	産後ケア事業を実施する施設	母子健康に関する各種の相談に応ずる職員	1571
		相談に応ずる職員	1591
母子及び 父子並びに 寡婦福祉法	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員	1551

募集課程・入学資格

学費一覧

出願から入学手続きまでの流れ

留意事項 出願書類の作成方法と

相談援助業務・指定施設に  
関する資料(社会福祉士)

相談援助業務・指定施設に  
関する資料(精神保健福祉士)



施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
刑事収容施設法	刑事施設	刑務官	5011
		法務教官	5012
		法務技官（心理）	5013
		福祉専門官	5014
少年院法	少年院	法務教官	5021
		法務技官（心理）	5022
		福祉専門官	5023
少年鑑別所法	少年鑑別所	法務教官	5031
		法務技官（心理）	5032
更生保護法	地方更生保護委員会	保護観察官	2641
		社会復帰調整官	2642
	保護観察所	保護観察官	2651
		社会復帰調整官	2642
裁判所法	裁判所法に基づく家庭裁判所	家庭裁判所調査官	5131
更生保護事業法	更生保護施設	補導主任	2661
		補導員	2662
		福祉職員	2663
		薬物専門職員	2664
労働者災害補償保険法	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員	2671
難病の患者に関する法律	難病相談支援センター	難病相談支援員	5061
成年後見制度の利用の促進に関する法律	成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員	5141
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	配偶者暴力相談センター	婦人相談員	5171
その他	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員職員	2721
	母子・父子自立支援プログラム策定事業を行なっている施設	母子・父子自立支援プログラム策定員	5041
	就業支援専門員配置等事業を行っている施設	就業支援専門員	5051
	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員	2681
	就労支援事業を行っている事業所（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業）	就労支援員	2951
	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	2751
		その他相談援助業務を行なっている専任の職員	2752
	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員	2761
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員	2691
	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	2701
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員	2961
	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員	2971
	自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業） 家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員	2891
		相談支援員	2892
		就労支援員	2893
		家計相談員	2894
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	5071	
地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員	5151	
子ども・家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員	5161	

## すでに廃止の事業・施設

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
重度身体障害者更生支援施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業） （平成18年10月～平成19年3月まで）	相談援助業務を行っている職員	3171

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	援助相談業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業（市町村障害者生活支援事業） 身体障害者更生施設 身体障害者療養施設 身体障害者福祉センター 身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業（療育等支援施設事業） 知的障害児施設 知的障害児通園施設 自閉症児施設 盲ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児療養施設 肢体不自由児遊園施設 重症心身障害児施設 知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 において実施する事業	相談援助業務を行っている職員	3061
障害者デイサービスを行う施設（障害者自立支援法障害福祉サービス事業） （身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む）	相談援助業務を行っている職員	3071
経過的デイサービス事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業） （平成18年10月～平成19年3月まで）	相談援助業務を行っている職員	3191
「障害者110番」運営事業を行なっている施設	相談援助業務を行っている職員	3081
知的障害者生活支援事業 知的障害者通勤寮 知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 障害者能力開発施設 において実施する事業	相談援助業務を行っている職員	3091
高齢者住宅等安心確保事業 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） 高齢者向け優良賃貸住宅 高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅） において実施する事業 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助派遣事業（高齢者世話付住宅において実施する事業）	生活援助員	3101
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業（中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員	3111
ヴェトナム難民収容施設（日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行っている指導員	3121
子ども家庭相談事業（児童センター、市に設置された児童館において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業（保育所、乳児院において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3141
すこやかテレホン事業（青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3151
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業（都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	3201

## 精神保健福祉士 相談援助業務・指定施設に関する資料

### ●厚生労働省令で定める実務経験が認められる「指定施設(精神障害者に対してサービスを提供する施設)」及び「職種」

次の施設・事業において精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した者は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます（精神保健福祉士法施行規則第2条）。実務経験申告書の「施設（事業）等種類」、「職種」欄には、次のうち該当する「指定施設の範囲」、「具体的な職種」を記入してください。

医療・行政関係施設		
	指定施設（実務経験）の範囲	具体的な職種 ※2
精神保健福祉法	精神科病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神科ソーシャルワーカー</li> <li>医療ソーシャルワーカー</li> <li>相談員</li> </ul>
医療法	病院(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る)	
	診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る)	
地方自治体	市区町村役場(精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉相談員</li> <li>社会福祉士</li> <li>精神科ソーシャルワーカー</li> <li>心理判定員</li> </ul>
地域保健法	保健所	
	市町村保健センター	
精神保健福祉法	精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会復帰調整官</li> <li>保護観察官</li> <li>補導に当たる職員</li> <li>福祉職員</li> <li>薬物専門職員</li> </ul>
法務省設置法	保護観察所 ※1	
更生保護事業法	更生保護施設 ※1	



## 障害者関係施設

指定施設（実務経験）の範囲		具体的な職種 ※2	
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業 ※1	生活介護を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援員</li> <li>・サービス管理責任者</li> </ul>
		自立訓練を行う施設	
		就労継続支援を行う施設	
		就労移行支援を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援員</li> <li>・就労支援員</li> <li>・サービス管理責任者</li> </ul>
		就労定着支援を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労定着支援員</li> <li>・相談援助業務を行っている職員</li> <li>・サービス管理責任者</li> </ul>
		自立生活援助を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援</li> <li>・相談援助業務を行っている職員</li> <li>・サービス管理責任者</li> </ul>
		短期入所を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談援助業務を行っている職員</li> </ul>
		重度障害者等包括支援を行う施設	
	共同生活援助を行う施設		
	一般相談支援事業を行う施設 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援専門員</li> </ul>	
	特定相談支援事業を行う施設 ※1		
	障害者支援施設 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援員</li> <li>・就労支援員</li> <li>・サービス管理責任者</li> </ul>	
	地域活動支援センター ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導員</li> </ul>	
福祉ホーム ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理人</li> </ul>		
基幹相談支援センター ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談援助業務に従事する職員</li> </ul>		
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者職業カウンセラー</li> </ul>	
	地域障害者職業センター ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者職業カウンセラー</li> <li>・職場適応援助者</li> </ul>	
	障害者就業・生活支援センター ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任就業支援担当者</li> <li>・就業支援担当者</li> <li>・生活支援担当職員</li> </ul>	
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者福祉司</li> <li>・心理判定員</li> <li>・職能判定員</li> <li>・ケースワーカー</li> </ul>	
発達障害者支援法	発達障害者支援センター ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援を担当する職員</li> <li>・就労支援を担当する職員</li> </ul>	

## その他の法定施設等

指定施設（実務経験）の範囲		具体的な職種 ※2
児童福祉法	障害児通所支援事業を行う施設 ※1（医療型児童発達支援を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談援助業務に従事する職員</li> </ul>
	障害児相談支援事業を行う施設 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援専門員</li> </ul>
	乳児院 ※1 児童養護施設 ※1 福祉型障害児入所施設 ※1 児童心理治療施設 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭支援専門相談員</li> <li>・児童指導員</li> <li>・保育士</li> <li>・職業指導員</li> <li>・児童発達支援管理責任者</li> <li>・心理指導担当者</li> </ul>
	児童相談所 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司</li> <li>・受付相談員</li> <li>・相談員</li> <li>・電話相談員</li> <li>・児童心理司</li> <li>・児童指導員</li> <li>・保育士</li> </ul>
	母子生活支援施設 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子支援員</li> <li>・少年を指導する職員</li> </ul>
	児童自立支援施設 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童自立支援専門員</li> <li>・児童生活支援員</li> <li>・職業指導員</li> </ul>
	児童家庭支援センター ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員</li> </ul>
	児童自立生活援助事業を行う施設 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談援助業務を行う指導員</li> </ul>
生活保護法	救護施設 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活指導員</li> </ul>
	更生施設 ※1	
社会福祉法	福祉に関する事務所 ※1（都道府県及び市区町村福祉事務所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・査察指導員（指導監督を行う職員）</li> <li>・身体障害者福祉司</li> <li>・知的障害者福祉司</li> <li>・老人福祉指導主事</li> <li>・現業員</li> <li>・家庭児童福祉主事</li> <li>・家庭相談員</li> <li>・面接員に担当する職員</li> <li>・婦人相談員</li> <li>・母子・父子自立支援員</li> <li>・母子・父子自立プログラム策定員</li> <li>・就業支援専門員</li> <li>・被保護者就労支援事業に従事する就労支援員</li> <li>・就労支援事業に従事する就労支援員</li> </ul>
	市町村社会福祉協議会 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉活動専門員</li> <li>・障害者への相談援助業務に従事する職員</li> </ul>

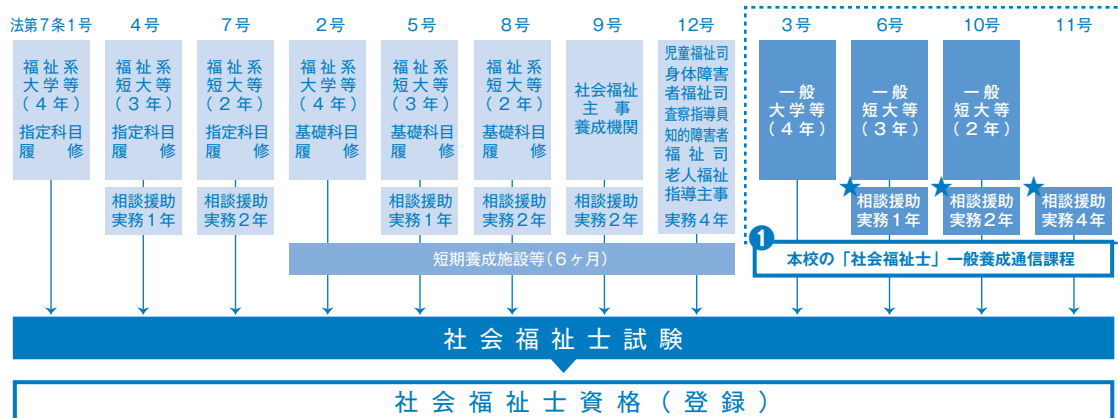
精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設 ※1 「精神障害者地域移行支援特別対策事業を実施する施設」	・地域体制整備コーディネーター ・地域移行推進員
いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設 ※1 「スクールソーシャルワーカー活用事業を実施する施設」	・スクールソーシャルワーカー
ホームレスの自立支援等に関する特別措置法に規定する「ホームレス自立支援事業を実施する施設」 ※1	・生活相談指導員
地域包括支援センター ※1	・包括的支援事業に係る業務を行う職員
『母子家庭等就業・自立支援事業の実施について』別紙（母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱）に基づく「母子家庭等就業・自立支援センター事業を行う施設」 ※1 「一般市等就業・自立支援事業を行う施設」 ※1	・相談員
売春防止法第34条に規定する「婦人相談所」 ※1	・相談指導員 ・判定員 ・婦人相談員
売春防止法第36条に規定する「婦人保護施設」 ※1	・入所者を指導する職員
生活保護法第55条の7第1項に規定する「被保護者就労支援事業を行う事業所」 ※1	・就労支援員 ・被保護者就労準備支援担当者 ・相談支援に従事する者
『セーフティネット支援対策等事業の実施について』別添1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要綱）に規定する「就労支援事業を行う事業所」 ※1	
『被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について』に基づく「被保護者就労準備支援事業を行う事業所」 ※1	
『被保護者家計改善支援事業の実施について』に基づく「被保護者家計改善支援事業を行う事業所」 ※1	
都道府県社会福祉協議会 ※1	・専門員（日常生活自立支援事業）
『生活困窮者自立相談支援事業等の実施について』別添9（ひきこもり対策推進事業実施要綱）に基づく「ひきこもり地域支援センター」 ※1	・ひきこもり支援コーディネーター
『生活困窮者自立相談支援事業等の実施について』別添31（地域生活定着促進事業実施要綱）に基づく「地域生活定着支援センター」 ※1	・相談援助業務に従事する職員
生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する「生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関」 ※1	・主任相談支援員 ・相談支援員 ・就労支援員 ・就労準備支援担当者 ・家計改善支援員
生活困窮者自立支援法第3条第4項に規定する「生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所」 ※1	
生活困窮者自立支援法第3条第5項に規定する「生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所」 ※1	
『精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について』別紙（精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱）に基づく「アウトリーチ事業を行う施設（精神障害者アウトリーチ推進事業）」 ※1	
『精神障害者地域生活支援広域調整等事業について』別添2（地域移行・地域生活支援事業実施要綱）に基づく「アウトリーチ事業を行う施設（地域移行・地域生活支援事業）」 ※1	・相談援助業務に従事する職員 （医師、保健師、看護師、作業療法士 その他医療法に規定する病院として 必要な職員を除く。）
『地域生活支援事業等の実施について』別紙2（地域生活支援促進事業実施要綱）の別記2-21（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業）に基づく「アウトリーチ支援に係る事業を行う施設」 ※1	
『高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について』に基づく「高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関」 ※1	
『地域生活支援事業の実施について』別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記1-11（4）に基づく「日中一時支援を行っている施設」 ※1	
『地域生活支援事業の実施について』別添1に基づく「障害者相談支援事業を行っている施設」 ※1	・相談援助業務に従事する職員
『地域生活支援事業の実施について』別添4に基づく「障害児等療育支援事業を行っている施設」 ※1	
改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則に規定する「第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人」 ※1 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則に規定する「訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人」 ※1	
改正前の雇用保険法施行規則に規定する障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）のうち、「訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人」 ※1	・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員 であって、職場適応援助を行っている者
職業安定法第8条に規定する「公共職業安定所」 ※1	・精神障害者雇用トータルサポーター ・発達障害者雇用トータルサポーター
厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される「地域若者サポートステーション」 ※1	・相談援助業務に従事する職員
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する「刑事施設」 ※1 少年院法第3条に規定する「少年院」 ※1 少年鑑別所法第3条に規定する「少年鑑別所」 ※1	・刑務官 ・法務教官 ・法務技官（心理） ・福祉専門官
生活保護法第30条に規定する「日常生活支援住居施設」 ※1	・生活支援員 ・生活支援提供責任者
改正前の障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業（児童デイサービスを行うものに限る）を行う施設	・相談援助業務に従事する職員
改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設 ※1	・児童指導員 ・保育士
改正前の児童福祉法に規定する知的障害児通園施設 ※1	
改正前の障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち、共同生活介護を行う施設 ※1	・相談援助業務に従事していた職員
改正前の知的障害者福祉法5条1項に規定する知的障害者援護施設 ※1	・生活支援員
改正前の精神保健福祉法に規定する精神障害者社会復帰施設	・精神障害者社会復帰指導員 ・管理人
改正前の精神保健福祉法に規定する「精神障害者地域生活援助事業を行う施設」	・世話人
上記以外の施設で精神保健福祉法に関する相談援助業務を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設 ※3	・精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

注意事項 ※1 精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。

※2 職種が異なる場合は個別認定が必要となります。別途提出書類が必要となりますので、お問い合わせください。

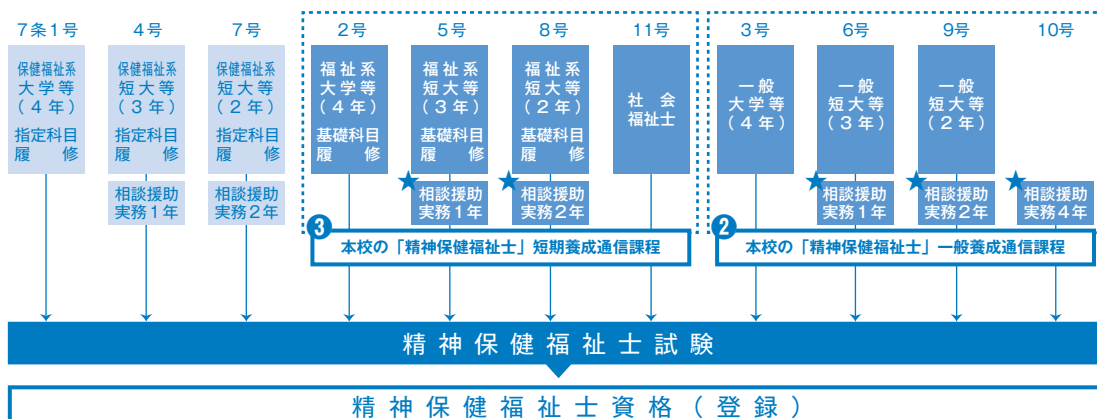
※3 個別認定を申請する場合は別途提出書類が必要です。お問い合わせください。（個別認定を希望する方の出願は1次募集までに限ります。）

※本校の「社会福祉士一般養成通信課程」は①□の部分に該当します。



【社会福祉士になるためのルート】

※本校の「短期養成通信課程」は③□の部分に、「一般養成通信課程」は②□の部分に該当します。



【精神保健福祉士になるためのルート】

学校法人 敬心学園

東京都知事認可 厚生労働省認定養成施設

## 日本福祉教育専門学校

〒171-0033 東京都豊島区高田3-6-15 (高田校舎)

<https://www.nippku.ac.jp>

通信課程に関するお問い合わせはこちらまで

### 通信教育部

☎ 03-5904-8135 (平日 9:00~17:00)

✉ [tushinm@nippku.ac.jp](mailto:tushinm@nippku.ac.jp) (24時間受付中)

